

第四回 参議院大蔵委員会会議録

第二十一号

昭和四十年三月三十一日(水曜日)

午後二時二十二分開会

委員の異動

三月三十一日

辞任

石谷 憲男君

補欠選任

日高 広為君

説明員

常任委員会専門

事務局側

國税庁次長

坂入長太郎君

吉國 二郎君

大蔵大臣官房財務調査官

大蔵省主税局長

泉 美之松君

大蔵省関税局長

佐々木庸一君

出席者は左のとおり。

委員長

西田 信一君

理事

佐野 廉君

西川 甚五郎君

成瀬 輝治君

中尾 卒義君

田畠 金光君

大竹平八郎君

太田 正孝君

岡崎 真一君

栗原 祐幸君

田中 茂穂君

津島 寿一君

林屋 鹿次郎君

日高 広為君

堀 未治君

村松 久義君

木村 稔八郎君

佐野 芳雄君

佐野 勝君

野瀬 勝君

鈴木 市藏君

田中 角榮君

國務大臣

大蔵大臣

政府委員

大蔵政務次官

鍋島 直紹君

○委員長(西田信一君)

○委員長(西田信一君)

○政府委員(佐々木庸一君)

○鈴木市藏君

○政府委員(佐々木庸一君)

○鈴木市藏君

案 所得税法及び法人税法の施行に伴う関係法令の整備等に關する法律案、以上四案を議題といたします。
四案について御質疑の方は順次御発言願います。

○木村昭八郎君 所得税法及び法人税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律案につきまして質問いたしたいのですが、この法律案の一七四ページ、「税理士法の一部を改正する法律の一部改正」の項目です。この法律案の六十八条を見ますと、「税理士法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第 号)」と書いてありますね。ここが空白になつておるので。これはかりでなく、随所に「昭和四十一年法律第 号」とありますて、これは今国会で提出されている税法改正案がまだ承認されませんから、そこで第何号といふはつきりしめた号数をここに記載することができないんだと思ひます。まだ法律案が通らないうちにこれを改正するということは、筋が通りませんし、特に税理士法につきましては、これまでの経緯があるわけですね。そして四党の申し合せによりまして、四党の意見が一致しなければ改正できないことがあります。まだ懸案である法律案の改正案がここに出てきちゃつているんですね。それにもかかわらず、そなうしまして、これをわれわれ審議して、これに対しても賛否を、態度を明らかにするわけにはいかないわけですね。まだ通らない法律案についての改正案が出てきておる。その法律案も、特に税理士法につきましては問題がありますて、通るか通らないかわからぬのです。そういう懸案の法律案に対してその改正案がすでに出ているということは、どうしても了解できないわけです。この点について、どういうわけで税理士法のまだ通らない法律案の改正法をまたここに織り込んできたかと、この経緯について説明をしていただきたい。

今国会におきまして、所得税法及び法人税法につきまして全文改正の改正案を提出いたしまして、御審議願つておるわけでござります。そういうふうに、所得税法及び法人税法の全文改正がもし実施されると、その改正に伴いまして、従来所得税法第何条とか法人税法第何条という所得税法あるいは法人税法の条文を引いておる法律がござります。そういう法律につきましては、今度所得税法及び法人税法が変わりますと、条文が変わります。その条文を直さなければならぬといふことになるわけです。

提出いたしまして、そういう点を直すことをお願いしておるわけでござります。これは、この前、国税通則法を制定いたしましたときにも、從来国税徴収法なんかの規定を引用しておる法律につきまして、通則法の規定に基づきましたものですから、そういう整備をお願いしたことでもござります。これは從来からそういう全文改正がございまますと、そのつと整備に關する法律を提出いたしましてお願いしているわけでござります。

問題は、いまお話しのように、すでに法律としてでき上がっているものなら、それはその条文が動くということはよくわかる。しかし、まだ国会で

審議中であつて、いつ通るやらわからないものについて直すのはどういう意味か、こういう御質問かと思います。で、これにつきましては、従来から法制局の慣例なんどございますが、政府としては国会に提出いたしておりまする法案につきましては、政府としてはなるだけすみやかな成立を期待いたしておりますわけです。そこで、この整備に関する法律を法制局で審議いたしましたのは、実はもう一月の中旬ごろでございます。そういうところにおきまして、目下国会に提出している法律案が、それがいつまでに通り、それが通らないかといふ予測をつけることができません。したがつて、法制局の従来からの慣例いたしまして、この整備法が出るまでに国会へ提出されております

び法人税法が全文改正されると、変わります。これはまあ実質的な改正でなくて、所得税法の条文が動くことに伴う改正なものでございますから、そういう点について法律番号はまだ入ってないか、いわゆる法律も修正すると。そうしてこの整備法が通つておれば、その法律が、この所得税法、法人税法が通つて、同時に改正された後もその条文が読めるようにしておく、こうしたことになります。

ところで、この整備法が通つたけれども、自下国会で審議中の税理士法その他の法案が通らなかつたということになりますと、実はこの条文は死に、空文に帰するわけでございます。したがつて、その次にも税理士法なりその他の法律につきまして国会で義立されるときこそ、この趣旨を全

法律技術といたしましては、国会で
させました修正をしていかないと
こうしたことになるわけでございます。

律案につきましては、所得税法及び法人税法の今
文修正が行なわれますと、目下御審議中のその法律案
については、もしその法律案を修正なりなどにな
りして可決されるときには所得税法なり法人税法
の引用条文を変えていただかなければなりません
んよといふ通知をするのも一つのやり方だと思ふ
のでございます。従来から法制局としてはそういう
う整備法を出して、それで事柄は大体同じような
ものでござりますから、全部を整備法で処理する
ということになつておるわけでございます。しか
がつて、もしこの整備法が通る前にそういう法律案
が通つておらなければ、それはこの条文の法律規
定はいわば空文に帰することでございます。
れをよくから振りと申しておりますが、そういうこと
が間々あるわけでございます。

のですよ。いままでの慣例上、法制局が、政府が提出した法律案は一応通るものと前提して整備をしてある。しかし、税理士法につきましては、大臣が法制局と相談する場合、こうこうこういう経過になつておるのであつて——これが当然通るという前提を憚ることができないような情勢になつてゐるわけです。もうそれを主税局よく御存じなわけですよ。それをここへ入れてあると、もしここでこの整備に関する法律が通るとなると、その前提として税理士法の改正が通るという、そういうことが予定されていることになるわけですよ。ですから、当然、少なくともこの部分は削除すべきでなかつたかと思うのですよ。そらしなければから振りだ。最初からから振り、見送り三振くらいの、三球三振ですよ。そういうことが大体わかつてゐるんですよ。そういう縁があるんですよ。ほかの法律についてはこれは別として、特に税理士法につきましては、御承知のよくな経過があるわけですよ。それをなぜここへ入れたかといふことがありますね。

○政府委員(泉美之松君) お話をのように、目下御審議中の税理士法の一部改正の法律につきまして、そういう縁があることは承知いたしておりますが、そのほかにもまあ目下国会で審議中で、おそらくこの三月三十一日までには通過しないであろうといふ法案は、まだほかにもあるわけであります。で、一月のそりいつたこの法律を法制局で審議しておる段階におきまして、三月三十一日までにこの法律が通る通らぬということは、なかなかきめかねたわけであります。

そこで、税理士法につきましては、このお手元の法律案の一五〇ページのところで、このいまの国會で御審議中のものとなる現行の税理士法も直します。そうして国會に御提出いたしておりまするものも直します。三月三十一日までに税理士法の改正法が通らないと、この一五〇ページのほうが働いて、これで改正が行なわれます。そうして税理士法は、所得税法、法人税法の条文が変わつても、それによつて間違ひなく動いていくように

ますけれども、三月三十日までに税理士法の一部改正の法律が通りますれば、これは一七四ページのほうで動いていくようになります。どつちにころんでも万全なようにしてあるわけであります。深い希望を持つなど、こうおっしゃられれば、まことにごもっともかとも存じますが、そういう法律の構成になつておるのであります。

○木村謙八郎君 もう一つ、一八〇ページですね、「食料品総合小売市場管理会法の一部改正」ですね、この法案はどうなっているんですか。

○政府委員(泉美之松君) これも御承知のように、なかなか通りそうもない法律なのでございませんが、一月の半ばごろの状況におきまして、三月三十一日までに通らぬと予測するわけにもまいりません。いま申し上げましたと同じようなことで、もつともこれは新しい法律でござりますから、もとの法律はございません。これは、したがつて、食料品総合小売市場管理会法が三月三十日までに通らなければ、これはから振りになる規定でございます。

○木村謙八郎君 それは三月三十日までに通らないというよりも、むしろ審議未了とか成立しないといふ見込みのものについてははどうなんですか。

○政府委員(泉美之松君) 審議未了あるいは成立しないという場合にはおきましては、もちろんこの規定は動かないわけでございます。空文でござります。

○木村謙八郎君 特に税理士法については、三月三十一日に通らないことは、もちろんもう通りませんよ。だって、きょう審議するのですか。まだきょう審議できないのですから。その後においてもですよ、御承知のような経緯があるのですよ。だから、これを入れたということは、ぼくは非常に……。何ですかね、大蔵省のほう、これは法制局と打ち合わせるときにちゃんとそういうことをまあ話をしてあれしなければいけないけれども、その点については、ああいう打ち合わせを何

か無視して強引に、何というのですかね。あの改正案を通すようなそういう姿勢でやっているようにわれわれ受け取れたのですが、これを見まして。そして、実はこれは与党のほうの方も責任があるのじやないかといふうに思ふのですけれどもね。こういうまだ改正されていない税理士法のこの改正案をここに入れたということはですね、この点ははつきり承っておかないと非常に、何んといふのですかね、疑惑を持つておられるわけですね。われわれは。

○政府委員(泉美之松君) これはもう全く法律技術的なものでございまして、別段三月三十一日までに税理士法の一部改正をぜひ通してもらいたいといったような気持ちでこれを入れておるというわけではございません。ただ、先ほども申し上げましたように、従来の慣例から、それまでに政府が提出いたしておられます法案につきましては、全文改正をいたしました法律が出来ますと、そのつど条文整理に関する法律を出してやってきておったという慣行に基づいて出しただけでございます。それによつて税理士法の審議を拘束するとかといふような気持ちは、もちろん頭持つておりません。したがつて、そういう疑いを持たれないよう御了承いただきたいと思うのでござります。

○木村禧八郎君 そうすれば、これが三振に打ち取られれば、から振りになつた場合は、次の国会にこれを修正するわけですね。

○政府委員(泉美之松君) まあこれは、私から申し上げるわけにいかないと思ひますけれども、税理士法の一部改正の法律が今後どういうふうに処理されますか、もし何らかの修正を加えてあるいは法律が通るといふようなことになりました場合におきましては、これと同趣旨の修正を施していくだかないと、修正通過後の税理士法が動かないことになりますから、そういう修正をお願いしなければならぬ、こういうことになるわけであります。

○木村禧八郎君 それでは、一応、法律が通らなければ、から振りに終わるのだということ

その一つは、この整備法によりまして、所得税の申告、納付、還付の手続を簡素化するということになつておきまして、あとこの整備法につきまして一つの点ですね、はつきりここで確認しておきたいことがあります。

それから、もう一つは、この整備法によりまして、税務行政について税務官吏の権限が強化され、そのためいわゆる徴税強化になるおそれがないかどうか。おそれがないといふなら、どういうわけでそういうおそれがないのか。その点をここで明らかにしてもらいたい。たとえばこうしうわけで徴税強化にならないのだ、税務官吏の権限強化にならないのだ。

この二点について、ここではつきりしておいていただきたいわけです。

○政府委員(泉美之松君)　この所得税の申告、納付、還付の手続、あるいは法人税の申告、納付、還付の手続、これらが簡素化されますのは、実は整備法ではなく、所得税法それ自身あるいは法人税法その自身でそういう簡素化が行なわれておるのをご存じます。整備法は単に、所得税法及び法人税法の前文改正に伴いまして、從来所得税法、法人税法の条文を引用しておりますので、その条文が変わりますので、変わった条文は、今までたとえば第何条とあったのは第何条に変わるんだなど、ということを規定しているだけのものでござります。

それでは、所得税の申告、納付、還付手続について、今度の所得税法の改正でどのように簡素化されておるかということを申し上げてみますと、所得税につきましては、大きく分けまして四点ござります。

ざいます。

一つは、従来予定申告制度というのがとられております。この予定申告制度と申しますのは、年の中途に事業を開始した場合、あるいは年の中途で相続によって父親の事業を承継した場合、こういった場合に、年の中途におきまして、七月一日の現況あるいは十一月一日の現況におきまして予定申告をしなければならないということになつておつたわけでございます。ところが、年の中途で開業した場合あるいは年の中途で父親の事業を受け継いだ場合におきまして、自分の代になつたとき、そういつたときに、ことじゅうの所得がどれくらいあるか、それを見積もるということはなかなか容易なことであります。また、それに対しまして更正決定とか修正申告の制度が設けられておつたわけでございますけれども、税務署のほうとしましても、途中開業した人に、あなたの所得はことしどれくらいになるだろうかということを見積もつて、あなたが出された申告は少な過ぎますとかいうようなことは、なかなか調査してもわかりかねるこらつた点がございますので、予定申告の制度を廃止いたしまして、前年納稅実績のある人だけが翌年予定納稅をやつしていくということにしておるのでござります。これによつて、いままでそういう予定申告をしなければならぬ人が年に若干おられましたが、そういう予定申告をする必要がなくなるということで簡素化されたわけでござります。

それから、第二番目は、今まで配偶者控除及び扶養控除につきましても、確定申告書に、しかも期限内に提出する確定申告書に記載しなければ適用を認めないとすることになつておつたわけでございますが、妻がおりあるいは子供がおるということはもう客観的に明らかな事実でございますので、したがつて、必ずしも期限内の申告書に書かなくて書かなくても、また期限後の申告書に書かなくても、客観的な事実として明らかなので、配偶者控除及び扶養控除につきましては適用を認める。したがつて、書き落としたために配偶者控除が認め

られない、あるいは扶養控除が認められないといふようなどがないようになると、いふことにしております。それが第二点でござります。

それから、第二点は、確定申告いたしまして、今まで納めた税額が多過ぎる、還付してもらつたというこになりましたときには、その人が給料所得者であります場合には源泉徴収税額に充当してもらうという制度があつたわけでございます。ところが、それによりますと、還付額が確定させましてから源泉徴収税額に充当するというまでの間にいろいろ手数を要するわけであります。そもそもあつさり還付したほうが納税者には有利であるという点を考えまして、それとともに源泉徴収義務者によけいな手数をかけることになりますので、その制度を廃止いたしまして、そういうふうにいたしたのでござります。

源泉徴収税額及び予定納税額の還付金につきましては、いままでは別に還付請求書というのを出していただくことになつておつたのであります。へ

度は、そういう手数を要することは納税者の方面で繁雑になりますので、別に還付請求書を出す必要はない、確定申告書なりに書いておけばわかるところでございます。別途に請求する必要はないところごとに手続を簡素化したのでございます。
それから、次に、この法人税の申告や還付手続につきましても、所得税の場合と同じように四つの簡素化が行なわれております。

一つは、法人を設立いたしました場合、いままでは、その事業年度が八ヶ月をこえます場合にしてしまっては、設立第一期の六ヶ月間の分につきましては、中間申告を事業年度開始後八ヶ月の日まで出していただくということになつております。しかし、個人のときに申し上げましたと同様に、人の場合におきましても、法人をつくつてからもうけがないことでございまして、まあ六ヶ月経過するまでの間概してありますけれども、初度調査費が相当かかることがありますからもうけがないことでございまして、

し、したがって、今まで法人があまりして、その法人が新設合併した場合には、それは今までの法人の実績がありますから、これは中間申告をしていただくことにいたしますが、全くの新設の場合に、法人の場合におきましては、そういう中間申告は要らないということにいたしております。

それから、もう一つは、中間申告をする場合、その中間納付額が二万五千円以下の場合におきましては、少額の金でござりますと、一々それを中間納付としても、また確定申告の際におきましてあるいは中間納付税額が多過ぎたために還付しなければならぬという場合も出てくるわけでございまして、お互いに手数でございますので、そういう手数を省くために、中間納付額が二万五千円以下になる場合におきましては、中間申告と、それに基づく納税は必要がないというふうに簡素化いたしております。

それから、新設合併の場合の設立一期の中間申告につきましては、被合併法人の合併事業年度の前事業年度の法人税額を期間案分するのではなくておりまます。いままでは被合併法人の合併事業年度の前事業年度の法人税額を期間案分するのではなくて、合併後六カ月間につきまして仮決算を行なつて、その仮決算に基づいて中間申告をしなければならぬ、こうしたことになつておつたのでござりますが、それでは手数でありますので、いま申し上げましたように、被合併法人の合併しまして事業年度の前の事業年度の法人税額をその合併前と合併後に期間案分いたしまして計算できるようになりますが、それでは手数でありますので、もう一度仮決算したほうが自分のほうで都合がいいからといふので仮決算されれば、それは仮決算で中間申告をしてもいいということにいたしております。

それから、第四番目は、先ほど個人の場合について申し上げましたと同様に、還付金があります場合に、その還付金を確定申告書に記載しておけば、別に還付請求書を提出する必要がない、こうす。

いうふうに簡素化を行なつておるのであります。それから、その次の点は、今度の改正によつて税務職員の権限が強化されていないかどうかといふ点でござりますが、これは今回の改正によつて税務職員の権限は別に強化されているわけではございませんで、と申しますのは、従来税務職員の権限というのは所得税法及び法人税法に質問検査権という規定がござります。その質問検査権に基づいて納税者のところに行つて質問しあるいは検査することによって調査を行ない、その調査に基づいて公正に決定を行なうということになつておるわけでございますが、その質問検査権に関する、たとえば法人税法で申し上げますと、今度の改正後の百五十三条ないし百五十六条の規定、これは百五十五条までは従来の法人税法の四十五条、四十六条の規定そのままですございます。百五十六条だけ新しく追加されておりますが、これは御承知のとおり、最近の法令におきましては、行政の質問検査権限は「犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」、こういう例文がつくことになつております。その例文は、いままで、法人税法は昭和二十二年の法律でございましたが、GHQが来て、こういう規定を設けるようになる前の法律でございましたために、百五十六条の規定は入つておらなかつたわけでござります。今度新しく法律を全文改正する機会に、そのほかの法律でも入つておりますこの規定を入れたといふだけでございまして、従来の規定と同様でございますから、別段これによつて税務職員の質問検査権が強化されたということはないわけでござります。

○木村禎八郎君 この所得税と法人税法の全面的書きかえによりまして、現行政令、現行省令が、今度は法律案の中に織り込まれる、こういふ個所がだいぶんあるわけでしょう。今まで税務行政については通達行政といふことがよくいわれておつたわけですけれども、法律に基づいて通達によつたわけですね。法律に基づいて通達によつたわけですね、個人の所得者等に聞きますと、法

律より通達がこわいとよくいわれるわけですよ。ですから、その通達といらうのがいままで法律に基づいていろいろこれは拡大解釈したりなんかされて、かなり権限が強化されているという面があるのでないかと、こう思ふわけですよ。そういういままでわりあり拡大解釈してた通達が、政令あるいは省令等の形でなされておるものが、この法律に移った場合ですよ。そこに今度は法定主義ですから、はつきり法律にそういうものが規定された、それを根拠として、今度是非常に今まで以上に権威づけて、権威をもつて徴税が強化されるのではないかというような、そういう危惧が持たれているようなんですね。そういう点、そりやないのか。

これは非常に広範にわたりますから、一々一です。われわれは税務行政の実際を知らないわけですね。正直にいいまして、税務行政についてはですね。で、全面改正、書きかえが行なわれましたが、一つ一つずっと、とてもわれわれのいままでの知識、能力では、それが強化されるのか、強化されないのか、その判断つかないわけです。ですから、この際総括的に、こういうわけでそれは強化されないのだということを、ここではつきり確約されれば、もそどういう場合があったときには、そりやしないのだ、そりやしないのであって、これはもしそういう事例が起こつたら、それはもう間違いなんだ、実際は強化するための書きかえではないということで、もし強化されることがあれば、それはミスだ、間違いだということがはつきりしてくるわけですよ。こういうわけでそれは政令とかあるいは省令が法律化されても、税務官吏の権限が強化されないので、今までの通達行政といらうものが法律によって、そこで権威つけられて、そこで今度徴税強化になるというおそれはないのだということを、ここではつきり確認しておきたいわけなんです。

条、所得稅法で二十カ条ござります。これは租稅法定主義のたてまえからいたしましたと、稅法の基本的な事項は法律で規定して、やはり非常に技術的なことになりますと、これは政令で規定するのをやむを得ないわけでありますけれども、従来はかなり重要な事項も政令で規定されておりまして、そのために租稅法定主義といふたてまえから見ますといろいろ問題がございましたので、今回はそういう稅法の基本的な重要な事項は法律で規定いたしまして、技術的な計算規定その他を政令に回すという方針をとりましたので、その点は租稅法定主義のたてまえからいえば相当進歩したことになると思ひます。

知のとおり、国税府長官の通達は、国家行政組織法第十四条第二項に基づきまして、国税府長官が下部の行政機関あるいは職員に対しまして出す示達でございまして、これはその下部の機関あるいは職員を拘束するだけでありまして、直接法規的な拘束力を納税者に持つものではないのであります。しかし、実際問題といったしまして、税務職員なりあるいは税務官庁がその取り扱い通達に従つて仕事を進めてまいりますために、納税者としては、あたかも通達が法規的な力を持つておるかのごとく錯覚をして、そういうことによつていろいろ規制をされる、こういうことになるわけであります。

そこで、今回の所得税法、法人税法の全文改正におきましては、そいつた通達のうち納税の権利義務に関する重要な事項は法律に規定するといふ方針をとりました。たとえば、從来出版業とかレコードなんかを販売をしておられる場合の返品調整勘定といふのが今まで通達で認められておりましたが、これを返品調整引き当て金という制度に直したのであります。それから、今まで割賦販売の場合におきましては割賦基準、また延べ払い条件づき譲渡、あるいは延べ払い条件づき譲り受け負の場合につきましては延べ払い基準に従つて取扱い益及び費用を計上できる、あるいは長期工事の譲

負の場合におきましては工事進行基準によつて収益及び費用を計上できる、こういうようなことが、これはいずれも取り扱いできめられておりましたが、これは収益及び費用の計上時期に關するきわめて重要な事柄でございますので、今回はそれを法律で規定するということにいたしましたので、これらの改正によりまして、従来通達で明確でなかつた点が明確にされたといふ点はございませんけれども、これによつて、まあいままで通達で認められておるような非常に租税法定主義のたてまえからいいますとおかしな点を直しまして、租税法定主義を非常に前進させたということになるわけでございまして、これによつて税務職員の权限が強化されてどうこうという問題ではございません。

なお、一つだけ問題がございますのは、いままで賞与につきましては、たとえば十二月、あるいは十一月に支給する賞与を九月決算の際に未払い金として整理いたします。そして九月決算でござりますから、十一月末までに申告書を提出しなければなりませんが、その申告書を提出するときには、各人別の賞与の支給額が確定しておれば、それは未払い金として損金に認めるという取り扱いがなされておりました。しかし、今度はそういう取り扱いでなしに、各人別の支給額がきまつていなくても九月末の決算において賞与引き当て金として設けることができるという制度に直しまして。そしてその点で、従来中小企業法人なんかはそういう通達で各人別の賞与の明細といふものはなかなかきめかねておつた関係上、そういう通達での未払い金の損金算入を認められていなかつた事例が多いわけでございます。今度はそういう各人別の明細をきめていなくても過去の支給実績から引き当てる金がとれますので、中小法人なんかはそれによつて非常に有利になるという改正をしております。ただ、一部の大法人におきましては、いままでのようになんと各人別明細を確定して出しておいたほうが当期の業績に応じた賞与が出来るんで、賞与引き当てる金だと前年の賞与の実績を基

機にする關係上、いままでより不利になるんでは
ないかといったようなことで、いろいろ従来より
不利になりはしないかといふことの御意見がある
ようでございますが、これは全体として見れば、
引き当て金の制度を設けることによつて特に中小
法人に有利になるものでございまして、特に一部
の大企業の場合あるいはいままでより若干不利にな
る場合があるかもしれません、しかし、そな
いった場合も、一々今まで明細書を書かないとい認
められなかつたような非常な手数の要ることなど、
ことに大企業になりますと何万人という従業員
について各人別の賞与の支給の明細書を書いて出
さなければなりませんから、そういう手数が省されること
など、ことによつて賞与引き当て金のほうが有利では
ないかと、こう思つておるわけであります。

なお、念のために申し上げますと、従来の通達
から法律に規定を移されましたのが、所得稅法
で三カ条、法人稅法で七カ条にのぼつております。
○木村福八郎君　ただいまかなり詳細に説明を受
けましたが、これによつて手続の簡素化をはかる
ということと、租稅法律主義を貫いていこうとう
う意図はわかりましたが、そこで、この際もう一
つ二つ確認しておきたいことは、この全面書きか
えによりまして、かりに徵稅強化になるような
とがあつた場合、また手續が煩瑣化されたような
場合は、この全面書きかえの趣旨とはそれは違
ふんだと、そういうことははつきりここで確認して
いいわけですね。もしそういう場合があつたら、
それはその趣旨でないので改めることができるわ
けですから、かりにそういう場合は、そこで、
しそういうことがあるんなら、それはこの全面書き
かえの趣旨に反するわけであるから、そういう
場合には改めなければならないわけです。ですか
ら、最終的にその二つの点、もしそういう今後事
際の運営において行政においてそういうことが
あつた場合は、この法律の改正の趣旨に反するわ
けである。この法律はそういう結果になつてはい
けないと、こういう法律なんであるということを
この際はつきりここで確約しておいていただけれ
ば

ば、これは非常にもう広範にわたりますから、もしそういう場合が起つたときにはそれを敷済することができる、こう思われますので、この際その点について確認をいたしたいわけです。

○政府委員(泉美之松君) 先ほど詳細に御説明申し上げましたように、今回の所得税法及び法人税法の全文改正は、決してそれによつて徵稅強化を行なおうとか、あるいは手続を煩雑にしよろといふような意図に出でているものではございません。したがつて、今度の改正の結果そういうことは起らないと確信いたしておりますが、もし万々一そういうことが起るようございましたら、その際にそいつた点は再び改正することにやあさかでございません。

○成瀬幡治君 法人税法のことで少しお尋ねしておきたいと思いますが、「役員の報酬、賞与及び退職給与等」というのが、三十四条、三十五条、三十六条规定ですかね、これはそれぞれ政令で定めるということが出でるわけですが、三十四条の場合、あるいは三十五条、三十六条、おののおのどんくらいの金額を予定しておみえになるのか、あるいは何か基準があると思いますが、一応政令の内容を承りたいと思います。

○政府委員(泉美之松君) この政令でございますが、これは実は現行法とそう變えるつもりはないでございまして、現行法の政令で申し上げますと、現行法の法人税法施行規則十条の三に「過大な役員報酬の損金不算入」というのがござります。で、これによりますと、「法人が各事業年度においてその役員に対して支給した報酬の額が、当該役員の職務の内容、当該法人の収益及びその使用人に対する給料の支給の状況、当該法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らし、当該役員の職務に対する対価として不相当に高額であることになつておりますと、これを損金に算入しない」、こういうことになりますと、今度の法律三十四条で

「不相當に高額な部分の金額として政令で定める金額」というのは、いま申し上げましたようなことを規定するというのでございまして、実はいままでは政令の十条の三にしかなかったのを、基本的には法律に上げる、しかし不相当と認められる部の計算については政令で規定を設ける、こうしたことになつておるわけございまして、これにつきましては、御承知のとおり、法人の役員の報酬につきましては、定款の規定、あるいは株主総会、社員総会、あるいはそれらに準ずるもの機関で報酬支給限度額といふのが規定されているのが普通でございまして、その限度額をこえることになりますと、これは不相当な賞与の金額ということになります。そのほかの場合には、普通は事業規模が類似しておつて同種の事業を営んでおる他の法人が支給している役員の報酬額と比べて、まあちよつとの差ならないでなければ、非常に大きな差がある、不相当に多額である、こうふうに認められる場合には、損金に算入しない、ふうに認められる場合には、損金に算入しない、聞いておりまして。さて、それでは同等のあるいは同種の類似のものだと、こうおっしゃるのだが、あるいはまたその報酬支給限度額を定款ということで定めておると、こう言われるのであるが、定款で認めたものは、それならばたとえば高くても不相當だといふう認められるのか認められないのか、定款にあっても同種、同等の類似のものと比較して高ければ、それは認められないのか、その辺はどうですか。

○政府委員(泉美之松君) 定款あるいは株主総会

で役員の報酬額がきめられておる場合におきまし

ても、特に同族会社に多いわけでございますが、

そういう株主総会できめるといつても、同族の内部

できめるということになりますと、他の類似の事

業、同種の事業を営んでおる同等の規模の他の法

人に比べて不相當に高額なものが支給されるとい

うことになつておりますれば、それはやはり不相

當に高額な役員報酬として損金に認めない、こう

いうことになるわけであります。
○成瀬幡治君 税務署のほうじゃ、その同種あるいは同等規模の類似だといふことが比較ができるかもしれません。ところが、会社の売り上げとかあるいはいろいろなものが違つておると思うのですが、基準のとりようがないわけなんですね。ですから、こういう場合には何かあなたのはうはそれなら、このくらいの事業所で、このくらいの収益をあげておるようなところに対してはこのくらいのものなんだ、このくらいの範囲ならば役員の報酬はよろしいのだ、賞与はやつちやいけないのだ、退職金はこのくらいのものだといふ基準を持つておつて、それを公に示されるといふようなことはござりますですか。

○政府委員(泉美之松君) 別段、そいつた基準を持っておりまして、それを示すというようなことはいたしておりません。こういったものはやはり常識的に見て著しく不相当でないと、よそより一万円多いからといふようなことですぐ否認するといった性質のものでございません。著しく違つておるといった場合におきまして、比較はもちろんお話をのとおり、売り上げ規模も、資本金も、従業員の数とかそいつたものの類似した事業をさがし出すわけでござりますから、同じような事業を営んでおつて、売り上げ規模や従業員数といつたようなものが類似しているというのはなかなかそうたくないといふことで、そういうた基準を求めるることは必ずしも容易ではございませんけれども、しかしそういった比較をいたしましてどうも不相当だ、著しく不相当だといふ場合に、それは損金に入れない、こうなるわけでありまして、別にこれによつて役員の報酬の統制をしようといふような腹でもございません。別段基準はきめどりません。

○成瀬幡治君 そうすると、税務職員のふところに持つておるものさしで、ある会社のものは認め

たが、ある会社のものは認めないといふ、そういう不公平が出てきやしないですか。たとえば税務

署管内で基準を持っておみえになるのか、たとえ

ば局単位で持つておみえになるのか。その基準をあなたのはうは持つておられるか、先ほどこういふお話をしたが、その基準を持っておられないわですか。もう一度そのところ明らかにしてください。基準もないわけですか。

○政府委員(泉美之松君) これにつきましては、先ほど申し上げましたように、別段基準を持つておるわけではありません。しかし、お話をよういうことで損金に認めない場合には、税務署限りで処理しないで国税局に上申しまして、この規定が設けられました当時におきまして、役員報酬をそういうことで損金に認めない場合には、税務署でどの程度くらいなら損金に算入される、どの程度をこえていると損金に認められないといふように実績がございますので、ある程度の目安はそれでついておることと思ひますけれども、いま申しあげましたように、どういう役員であれば月何万円かまではいいんだといふような基準は別段設けておりません。

○成瀬幡治君 どうもよくわからないわけですが、同等、同規模、同種、類似、そういうもののところ、常識的で著しく高いようなところは損金に不算入にするといふような話では、これは取りつく島がないんですよ。それこそ税務職員の主観的判断になつてしまふわけです。もつといえは、ウナギめしを食べさせたところは認めて、食べさせそこなつたところは認められそこなつてしまふといふような、そういう計画になつてしまふと思ふんです。もう少し、そういうあやふやなことではなくて、やはりひとりどころといふものがばくはなければならないと思う。これじゃ、局長の答弁と違ふんですけど、そこなつてしまふと思ふんです。もう少しうまくいきなさいました。そこで見ますと、一つの会社だけではなくて、数社平均したところの、たとえば社長ならどの程度の給与、専務取締役ならどの程度の給与、常務取締役ならどの程度の給与、取締役でも常勤の人はどの程度、非常勤の人はどの程度、こういったある程度の平均額が出てくるわけでござります。そういうたものをにらみ合せながら、調べたままに具体的な法人について、この給与は不相当に高額であるかどうかという判断をすることがあります。そういうたものを見たときに、たとえば同じものがあるなんということはないでありますので、そういうたた基準を社長は何万円、

専務が何万円といったような基準はつくつております。

しかし、そのときどきの状況に応じてやはり具體的に判断されることになるわけです。したがつて、これにつきましては、先ほど申し上げました

ように、税務署限りで処理しないで、国税局に上げてそういうた処理をするといつたような取り扱いをやつきましたので、現在におきましては、この役員の報酬が不相当に高額であるといふので否認するケースは非常に少なくなってきており、と思います。ただ、先ほども申し上げましたように、中には、たとえば学校へ行つておる子供が役員になつておるというのでこれに報酬を出しておる、これがおかしいじゃないかといふようなこととか、あるいは非常勤の役員に対して常勤の役員より多額の報酬を出している、これはおかしいではないか、こういった程度の損金不算入の事例はござりますけれども、それ以外の場合に損金不算入の事例はそろございません。

○成瀬幡治君 あなたは、その同種同等の平均額は出てくる、それとにらみ合わせてやるのだ、こうおっしゃるが、それはその税務署管内のものと比較されるわけですか、それとも局単位ですか。

○政府委員(泉美之松君) これは税務署限りになりますと範囲が狭らございますので、一応局単位くらいで見ないといけないことになるわけでござります。

○成瀬幡治君 そうすると、一般に公示はされないけれども、税務職員に對しては、このくらいの規模はこのくらいですよという金額は、税務職員に対しても、あるいは局から税務署に向かつて、そういう内示がなされますか。

○政府委員(泉美之松君) 私は詳しく存じませんけれども、別に内示はいたしておりませんけれども、いままで局に上申させて、局がこの程度なら損金に算入して差しつかえない、あるいはこれは多過ぎるからこの程度を損金算入する、こういうような指示をいたしておりますから、その指示に応じて、税務署には、一応局のほうの今までの

方針からいけば、この程度までは損金に認めて差しつかえない、この程度を越えると損金に認めるのはおかしい、こういう一応の観念はできていると思つております。

○成瀬幡治君 局あるいは局管内に對して、これらの方の報酬だ、お前のところはいいんだ、そういうのものだといふそういう基準があるんだと思つております。

○政府委員(泉美之松君) 定款とか株主総会で認められている役員の報酬額といふものは、十分尊重する必要があります。ただ、尊重するのでありますけれども、その株主総会のぐあいによつては、それが特權を振り回す形になりはしないですか、そういうことをやると。

○政府委員(泉美之松君) おことばではございますが、税務署のほうで役員の給与統制をやるといふわけにはいかないわけでござりますから、したがつて、税務官庁としましては、法人が支給された報酬につきまして著しくおかしいと思われる場合に、それは損金になります、こう申し上げるといふのがいいのであって、幾らまで損金に認めますからお出しなさいといふのもいかがなものかと思うのでござります。やはりこれは会社の規模、その業績などによって、およそ役員たるべき者がどの程度ということは、一応の標準みたいなものが世間にあると思うのでありますし、それが基準になつて、役員の報酬といふのは世間相場といふもので出されるものだだと思つてあります。したがつて、税務署がそういう世間相場をつくるのだけといふのは、私は決して好ましいやり方ではないと思っております。したがつて、税務管庁としましては、あくまでも法人の支出した役員報酬がほかと比べてほんとうにおかしいといふときに否認すればそれで足ります、こう思つてあります。

○成瀬幡治君 あなた、統制することはいけない、いかがなものかとおっしゃいますが、株主総会で認めたり定款で認められるものを否認してお

いて、そしておれのほうにはちゃんとものさしを持つておつて、みなほっさほっさと切つておい

て、そして統制はしておらぬなどと言つて、それはまさに獨善的なお答えですよ。そうじゃなしも何割だといふことは申し上げかねますけれども、そんな小さな差はさして問題にはしない、こ

ういうことでござります。

○成瀬幡治君 あなた、一割はといふ話だが、二十万と二十二万はいい、二十三万の一万は切ることになる。だから、そんな不明確なことで、税務署の特權意識といふものがそういうこと

で振り回されることになるんですよ。ですから、ぼくは、あなたのほうのいまの態度といふのはわからぬわけでもないですけれども、何しろこれで

はたいへんなことですよ。出先も特權意識を振り回されることになるのです。私は、十分研究され

て、少なくとも、そりなると統制かもしれないが、片一方でいと、一応税務署で認められる範

囲といふのはこれくらいのものだといふことを出

しておれば、現に株主総会なりあるいは報酬限度額を定款で認められているその額よりも相当上回つたものの中では、これくらいのものは認めますよ。しかし、それは利益はどういうような場合とかなんとかいう条件がつくんだろうと思う。そういうものが、公表といふか、ある程度そこの税理士会なら税理士会といふ、納税者の側の相談する人も片一方ではいるわけですから、そういうようなところの意見等を聞いておやりになつたほうがいいと思いますが、そういうような点は全然考えておみえになりませんか。

○政府委員(泉美之松君) この役員の報酬の額といふものは、やはりその企業の成績その他にも関係するわけでございまして、一がいに社長は幾ら、専務は幾らといふことをきめることは、なかなか申し上げかねますけれども、一割以内の相違

といふようなことは、こんなものを著しいといふことはだれも考へないと思うのであります。したがつて、やはり相当の差があるといふことが基準

があらうと思います。その基準が、それじや二割か三割かといふようなことになりますと、これは

具体的なケースによって、その金額がどういう程

ております。

○成瀬唯治君 稲理士会と相談することはどう考
えておられますか。

の規定が設けられたのであります。もちろんそ

それ以前からそういうたケースについて税務署が否認するということはございましたけれども、その時は政令の根拠がございませんでしたので、三十四年に政令の根拠を設けて取り扱いをはつきりしたということをご存じまして、それ以来、今までの間におおむね世間相場というものがだんだんとできてきておると思います。その過程におきま

しては、あるいは管内の税理士会のほうに相談したりがあることがあるかもしれませんけれども、もういまではそういうふたものがある程度でき上がっておりますので、新しくここで税理士会に諮問しなきやならぬというほどには思っておりません。しか

し、これは国税庁のこととござりますので、国税庁のほうで御検討をお願いいただくことになるかもしれません。

の前進せぬようでござりますから、最後には国税
厅のほうのことだと、こういうことになつてくる
と思いますけれども、とにかく私としては非常に
やあふやな気がするので、せつかく政令でいろんな
ことを定められるとするなら、だれが見てもお
よそ見当がつくような政令であつてほしいと思つ
のです。

○政府委員(泉美之松君) この百三十二条の規定
 それと関連して、百三十二条へ行きまして、行
 爲または計算の否認があるわけなんです。税務署
 課長がそれをやれるわけなんです。ですから、これ
 とこのいま言ふものとの関係はどういうことにな
 りますか。

問が必ずしも別人格と一本来は別人格のはずでござりますけれども、必ずしも別人格的に扱われないで、したがつて、同族会社の経理内容によつては、それによつて同族会社である法人自身の負担も軽くなる」、あるいはその同族株主である株主の負担も軽くなるといふようなことをいろいろな形でなし得るわけでありまして、そこで、そういった場合におきましては、同族会社とあるいは同族株主との間でいろんな取引關係などがあつた場合におきまして、そういうことは税務行政の上では否認して、税務署長の調査したところによつて課税を行なうといふことがこの規定でございまして、いまの役員の不相當に高額と認められる報酬を損金に認めないと、いうのは、必ずしも同族会社だけでなしに、一般の非同族の会社にも適用されるわけであります。したがつて、この三十四条と百三十二条とは適用範囲が違つてまいるわけでござります。

○成瀬幡治君 そこで、この百三十二条の關係があつて、そして三十四条あるいは三十五条、三十六条は同族会社のものにまで適用されるわけです。問題は、たとえば大資本ですね、大企業でいわゆる非同族のものですね、そういうものについていままで役員報酬の否認をされた、あるいは退職金を否認せられた例がありますか、同族の場合。

○政府委員(泉美之松君) ちょっと国税庁のほうでないと……。

○成瀬幡治君 わからぬ……。まあ確かにそれは国税局でなければわからぬとおっしゃれば、私の承知しておる範囲では、非同族の大企業なんかでいえば、決算書を見ましても一人当たり何千万ともらわれるような退職金が計上されておるわけなんです。ところが、こういうものが否認されていいと思うのです。否認されるのはやはり同族会社なんですね。ですから、あなたはなるほど三十四条なり三十五条なり三十六条のものは非同族のものにも適用するをおっしゃる。まあ法律のたまえはそうかもしれない。しかし、結果的に、

なつてゐるのは同族会社になつてゐると思うの
す。
こういうふうにまあいろいろなことをやつて
みえになるけれども、結局いじめられるのはい
ゆる弱い者がいじめられている結果になつて、い
しないか。あなたのほうが立法されるときに、
ういうことをせつかく立法されたんだから、そ
は国税庁のやることで私は知らぬという、そうち
う態度じゃなくて、一体それじゃ非同族にいま
で一体どのくらいおれは損金不算入をやつてき
んだということくらい検討してやつておられな
れば、責任を果たしたとは言えぬじやないで、
か。

○政府委員(泉美之松君) おことばではござい
ますが、まあこれは従来の制度をそのまま直して法
に取り入れているだけのものでございまして、へ
度特に変更したといふものでございませんので、
そいつた国税庁が今までどういう事例があ

今まで私のほうで調べておりませんけれども、
あ私のほうと国税庁はどうしても分業関係にな
りますので、全部のことを私のほうでというわけ
どうもまいりかねるのでござります。お話をよ
くに、まあこういう規定はえてして、大企業の場

でござりますと、その職務に対する評価といふのがなかなかむずかしい。中小企業の場合でありますとわりあい職務の評価が楽だといふようなことからいたしまして、大企業と中小企業との間に生じるいは不均衡があるといふような事例があるかないか、されません。しかし、そういうことは、それ以来この規定を設ける趣旨からいえば好ましく

いわけでございまして、大企業であると中小企業であるとを問わず、やはりこの規定の趣旨どおり不相当なものは損金に入れない、相当なものは損金に入れる、これがまあ税務の態度であるべうだ、こう思つております。

で、半期一万五千円までは支払い調書は年三万円でございました。従来支払い調書は年三万円でございませんでした。それで、半期一万五千円以下、半期一万五千円以下の配当を申告されない場合には、税務署のほうで追及しますので、納税者の方が申告をされるときに、そういうふうに申告されない場合には、税務署のほうで追及しますので、納税者の方が申告をされるときには、そういうふうに申告されない場合には、税務署のほうで追及しますので、纳税者の方は必ず申告するにしても資料がございませんので、追及ができます。しかし、そういうことになつておつたわけでございます。ところが、それでは三万円あるいは半期一万五千円以下の配当を直ちに申告される方はそのまま納めなきゃならぬし、それからまた、語弊があるかも知れませんけれども、そういうことをかいつて三万円以下のものは落として申告しておつたという場合には追及されない。こういうことでは不公平ではないかということからいたしまして、税制調査会の答申では、いまの年三万円、半期一万五千円以下のものは確定申告を要しないとうにということを法律に規定する、こういうふうに申告されたわけでござります。ところが、税制調査会の答申が出ました後、政府案を作成する段階におきまして、その三万円というのを五万円に引き上げられたのでござります。

なお、片一方から申し上げますと、配当の場合におきまして、今度源泉徴収税率を一〇%に引き上げますと、源泉徴収税率の一〇%とそれから控除の一五%、合わせて二五%が配当について課税されることになるわけです。確定申告をしなくてそれをだけの課税はあるわけです。ところでも上積みの税率二五%と申し上げますと、昨日も申し上げましたように、課税所得で八十万ないし百二十万、これが上積み税率が二五%の階層でございます。これに基準控除、扶養控除、配偶者控除といふものを加えますと、夫婦子三人の場合で申し上げますと、百二十万に五十四万加えました百七十四万くらいまでは確定申告をしなくてよい、その人の配当に対する課税はそれ以下にならないということによって得する人もある。もし確定申告をしないことによつて得する人があるとすればそれ以上の所得の人だと、納税者

の数から見ますと、所得百五十万以下の人人が納税者の九割四分くらいを占めておりまして、したがつて、そういう人にはそれで済むということならば確定申告を要しないということにしたほうがいいではないかということになつたわけでござります。ただ、その結果としては、その所得をこそ見る人は著しく得をする、これは出てくることでございまして、その点では、税の負担の公平ということからいえば問題があるということは承知いたしました。

万円でなきやいけないといふような論調は別段ございません。そういう点からいえば、その金額が多ければ多いほど、そういう配当所得を持つておる人が有利になつて証券市場が栄えるということを多くするということは、税負担の公平といふ点から見て、多額の所得者だけが有利になるのだからら、好ましくないとと思うので、できる限りその範囲を広げないということで、ようやく五万円といふことで食いとめ得たと、こういうのでござります。

とで非常に有利になつておるわけでござりますの
で、この金額を上げるといふことは、比較的所
得の多い人に有利になる。そこがやはり税制と
ては問題でございます。お話をのように、税制調査会
の答申である三万円でも相当有利になるのでござ
りますから、ことに多数の銘柄の株をその限界
内で持つては、二十社の株を持とうとも三十社の株
を持とうともそういうことになるわけでござい
ますから、相当有利なことになるわけでございま
す。したがつて、ほんとうをいへば、税制調査会
の答申どおりでも相当証券界には有利なことにな
る。

○中尾辰義君 それで、弹性値から見まして、所得税の伸びといふものは国民所得の伸びよりも二・二六倍になつてゐる。こういうことですがね。いつも言われておることでありますけれども、今回の税調の答申におきましては税率の改正があつたわけですが、政府のほうはそれはやめて控除だけの引き上げと、こういうことになつたのですがね、それはどういふわけでそくなつたのか。どうしても税率を下げていかなければ、だんだん税の負担が重くなるのは当然でありますから、われわれとして当然税率を下げるべくべきであ

○鈴木市蔵君 すてかり 何か知らないけれども
答弁してしまったような感じがするのですけれども、そこまでいかないで、たとえば税調では三万円、政府案では五万円と、つまり税調の三万円を五万円に二万円引き上げたその根拠がわからないのです、あなたの説明では。あなた、ずいぶん、何というか、結論まで話をしたという感じがしますけれども、それがわからないのですよ。何か、そうしないとつり合いでられないというような他の面、何か五万円にしなければつり合いでられないといいうような、あるいはまた政府のほうから見て、これこれでなければならないといったような積極的な意義とか、こうすれば確定申告をしなくともたとえば株の行く末は十分捕捉できるとか、何らかのあればなれば、税調三万円の答申に対して二万円上積みして五万円にしたという根拠といいうのは非常に弱いんじゃないかという気がするのですよ。その辺のところを明らかにしていただきたい。

○鈴木市議君　いまの説明を聞いてみて、五万円で食いとめたという答弁ですけれども、全く何らかの積極的な意味もなく、これ以上の何といいますか、もつと配当所得に対する特別な優遇が多くなるらしいように、五万円で食いとめるのが精一ぱいであつたといらいまのお話ですけれども、普通の場合には考えられない操作なんですね。どうしてそういうことが出てくるのか。あなたがそこでそういうようにおっしゃるのは、すいぶんそれは正直な一つの説明だらうと思いますけれども、かりに税調の答申のままの三万円で押えていたとしても、別にそれにもし積極的な理由がないとすれば、それでもよかつたのではないか、税調の三万円で押さえても、それを何か五万円で押し切られてしまって、五万円がいわば防波堤だといいうような形でするするつときてしまつて、何らの理由がないのだけれども、とにかく五万円で押さえようといふことで、ここで必死の抵抗をしたので、やつと五万円にとどまつたのだという印象を受けるような答弁ですが、そういうふうに理解していいんですか、これは。

○政府委員(泉美之松君)　何らの根拠がないといふことはもちろんないわけでございまして、この金額が上がればそれだけ株を持っている人は有利になるということです、それによつて証券市場がよくなる、こうしたことだと思います。

しかしながら、繰り返して申し上げておりますように、所得の小さい人は現在の配当控除といふと

ると私は思いますけれども、しかし、証券市場の育成強化というかけ声から出てくる要請のほうが強うございまして、そういう税制調査会の答申どおりにとどめるということができなかつたわけでござります。

○中尾辰義君 所得税の弹性値の問題ですがね、普通国民所得の伸びの割合に税収の伸びは一・五であると、こういうふうに統計上出ておりますが、この中で所得税だけであればどのくらいになりますのか、それとまた法人税だけであれば税収の伸びの弹性値といふものはどのくらいになるのか、その点についてちょっとお聞かせを願いたい。

○政府委員(泉美之松君) 税収の弹性値と申しますのは、もう年によつて非常に違うのでございまます。ことに景気が悪いときと景気の様子がいいときとで、非常に違つております。そこで、一がいに申し上げかねますので、昭和二十八年から昭和三十八年まで、今まで実績はわかつておりますが、その実績で申し上げますと、全体でお話を伺うに税収の弹性値は一・五。正確にいうと一・四九幾らになるのをいたしますが、一・五になるわけでございます。所得税だけについて申し上げますと、所得税の弹性値はこの二十八年から三十八年の平均では二・二六になつております。それから、法人税は一・四六、消費税が〇・九八と、いろいろことで、税によつてだいぶ弹性値が違いますが、まあ何と申しましても所得税が一番弹性値が高いわけであります。

る、こう思つておるわけです。その点について
ちよと。
○政府委員(泉美之松君) お話のようすに、四十年
度の税制改正に關する税制調査会の答申におきま
しては、税率の緩和といふことが一つの所得税改
正の大きなポイントになつておつたわけあります
。ところで、政府案におきまして税率改正の行
なわれてない理由でござりますが、税制調査会
の答申が行なわれましたあと、与党である自由民
主党的税制調査会でこれについていろいろ審議が
行なわれ、そのあげく政府案が困まっていつたわ
けであります。その過程におきまして、いろいろ
問題が出来ました中に、まあ税率についての問題は
二つあるわけであります。
一つは、税率緩和ということは、どちらかとい
うと、いわゆる中堅所得層の負担軽減になる。と
ころが、所得税の負担軽減でいいますと、いま最
も必要なのは何かといふ点で、そういった中堅所
得層の負担軽減も必要がもしませんけれども、
何といっても課税最低限を引き上げて低額な所得
者の負担を軽減する必要がありはしないか、こう
いうことから、この際は税制改正に重点を置くよ
りも課税最低限の引き上げに重点を置くべきだ、
こういう議論が出てきたわけであります。
それと同時に、昨日も申し上げたかと思います
が、実は税制調査会の税率緩和の内容は、課税所
得三百万円以下の税率を緩和することによりまし
て、平年度四百六十億円の減収になる。しかし、

○中尾辰義君 それで、弹性値から見ましても、所得税の伸びといふものは国民所得の伸びよりも、二・二六倍になつてゐる。こういうことですが、いつも言われておることでありますけれども、今回の税調の答申におきましては税率の改正があつたわけですが、政府のほうはそれはやめられませんけれども、税率を上げていかなければだんだん税の負担が重くなるのは当然でありますから、われわれとして当然税率を下げていくべきである、こう思つておるわけです。その点についてちょっと。

○政府委員(泉美之松君) お話をようやく、四十年度の税制改正に關する税制調査会の答申におきましては、税率の緩和といふことが一つの所得税改正の大きなポイントになつておつたわけあります。ところで、政府案におきまして税率改正を行なわれてない理由でございますが、税制調査会の答申が行なわれましたあと、与党である自由民主党的税制調査会でこれについていろいろ審議が行なわれ、そのあげく政府案が困まっていつたわけであります。その過程におきまして、いろいろ問題が出来ました中に、まあ税率についての問題は二つあるわけであります。

一つは、税率緩和ということは、どちらかといふと、いわゆる中堅所得層の負担軽減になる。ところが、所得税の負担軽減でいいますと、いま最も必要なのは何かという点で、そういった中堅所得層の負担軽減も必要かもしれないけれども、何といつても課税最低限を引き上げて低額な所得者の負担を軽減する必要がありはしないか、こういうことから、この際は税率改正に重点を置くよりも課税最低限の引き上げに重点を置くべきだ、こういう議論が出てきたわけであります。

それと同時に、昨日も申し上げたかと思ひますが、実は税制調査会の税率緩和の内容は、課税所得三百万円以下の税率を緩和することによりまして、平年度四百六十億円の減収になる。しかし、

最低税率の八%を一〇%に引き上げることによつて四百億円の増収をはかつて、差し引き平年度六〇%の税率適用を受けることになります。あります。ところが、そういうことをいたしますと、従来八%の税率適用を受けておつた人が一〇%の税率適用を受けることになります。負担のふえる面があるが、その負担のふえる面を、基礎控除二万円上げることによって負担がふえないようにということをいたしておるのが税制調査会の案であつたわけですが、しかし、給与所得者の場合は、基礎控除以外に給与所得控除引き上げがありますので、問題はないのです。が、そいつた基礎控除だけの適用しかない、つまり自身の事業所得者、これは数はわずかなんですがあります。が、その人たちは税制調査会の改正によりましては、たとえば所得三十万円くらいのところでは全然負担の軽減にならない。そういう階層が出てまいることになつておつたのです。しかし、全部の人が所得税の負担の軽減を受ける際に、たとえわずかでも全然負担の軽減を受けないような人が生ずるのは適当でないではないか。そういうことからいたしまして、最低税率の引き上げは好ましくない。さりとて最低税率の引き上げをしないで税率の緩和をやるということになりますと、四百億の減税財源がさらに要るということになります。まあそれはなかなか実行できないということで、この際は課税最低限の引き上げに重点を置いて、税率改正はこの次までということです。しかし、なぜはよほど好ましくないのです。しかしながら、いまお話しのように、中堅所得者の負担というのは、この最近の所得税の減税は課税最低限の引き上げに重点を置いて行なわれるのでござります。大蔵大臣も、かつてこの国会におかれまして、この次の所得税の減税を行なわせておりません。もうそろそろ税率の改正をやらないといけないという気持ちを強く持つているのでござります。大蔵大臣も、かつてこの国

だ、その際には、いま申し上げましたような点からいたしまして、最低税率を引き上げることはないかなか問題がありますので、そういたしますと、最低税率を引き上げないで税率の緩和を四百六十億円できるかということになると、これはなかなかかかる減税との間に問題がござります。あるいは三百万円までは調整できないかもしれません。しかし、できるだけ税率の緩和をはかるよう努めたいしたい、このように考えておるのでござります。

○中尾辰義君 それでですね、やはり弹性値が二・二六になつてゐるのですからね、これはもう所得税が高いということははつきりしておるわけです。

それは別としまして、この課税最低限が、夫婦子供三人の標準家族の場合の給与所得者で四十八万円から五十六万円になつたわけですね。この場合に、税額としてはどのくらいの減収になるのですか。——ああそうですか。はいわかりました。

それで、もう一つ、この例の衆議院で問題になりましたね、配当所得の源泉選択によりまして、百八十一万までは配当所得のみで生活をしている人は無税になるということが問題になつたわけですが、この計算の方法はどういうふうになつているのですか。

○政府委員(泉美之松君) これは今度の配当所得に対する優遇によつてそくなつたというのではなくて、シャウブ勧告に基づきまして配当に対しても配当控除を認める、こういうことからいたしますと、配当所得だけの人でありますと、配当控除を一五%認められることになるわけでござります。ところが、配当を受け取る前に、今度の改正によれば一〇%、いままでは五%でございますが、源泉徴収をされておるわけです。そこで、源泉徴収されておる税額を配当控除によつて消してしまおうということでできる階層はどこかというのをこ調べておきますと、いまの夫婦子供三人のこと

ろでは百八十一万円になるということになりますと、それで計算をいたします。これは平たく申し上げますと、この配当所得百八十一万円につきましては、源泉徴収税率で十八万何がしの所得税の源泉徴収が行なわれるわけでございます。その十八万何がしの所得税を配当控除一五名でどこまで消せるかということで計算いたしますと、そういうことが出てくるわけでございます。これは百八十一万円というものはもちろん先にきまるわけではございませんで、ある階層を選んで、そこから何と申しますか、トライアル・アンド・エラーで、こうやつたらどうなる、こうやつたらどうなるという計算をだんだん詰めていて、その金額が限度として計算できてくるのでございます。その計算は実際やつかいなので、あるいは私の説明でおわかりにくいかもしれません、もし何でしたら、ここに表がござりますので、あとで……。

○鈴木市蓮君　主税局長ね、つまり標準家庭で百万円免税の場合どれくらいの減税になるかということをきのう申し上げましたが、それはできましたか。これは私語の形になつてはぐあいが悪いのですよ。きのうあなたは必ず出しますといふことでしたが、算定をいたしますと、いますぐはできないけれどもということで言っておりますから……。この法律案が通つてしまふと、あとは知らぬ半兵衛では困る。必ず出してください。

○政府委員(泉美之松君)　お話のように、標準世帯の課税最低限を百万円とした場合に所得税の減収額はどの程度になるか、これも計算いたします。ただ、その場合前提になりますのは、基礎控除を幾らにし、配偶者控除を幾らにし、扶養控除を幾らにし、給与所得控除を幾らにするか、この前提がきまりませんと、その前提の置き方次第によってかなり計算が違つてまいるわけでござります。まあしかし、百万円ということになりますとかなり大きな金額になりますので、これらの諸控除については、従来のバランスを考えた前提で計算してよろしければ、それで計算をいたします。

○成瀬幡治君 国税庁の方にお尋ねするわけですが、先ほど、役員の報酬、あるいは退職金、そういう問題について、非同族会社で今まで否認になつた例があるのかないのか。

○説明員(喜田村健三君) 先ほど泉局長からもお答え申し上げたかと思いますが、過大な役員報酬をどうやって否認するかという基準は、法人税法の施行規則にござりますが、いろいろ特に他の同業種の類似法人と比べて多い場合には否認するなど、こういう規定になつておるのではあります。そういう場合には、非同族会社の場合、大体内部の組織もしつかりしておりますし、他の同業種の類似した法人と比べて不相当な過大な報酬を出すといふことが、内部の報酬の決定のやり方といましても、株主総会にかけるといつたような手続を経ますので、そう不相当な報酬を出すといふ例は少ないだらうと思います。したがいまして、ちよつと実例を調べておりませんが、ほとんど大きな会社で、この規定によりまして報酬を否認したという例はないだらうと思います。

○成瀬幡治君 私もその全部を調べておるわけじやございませんけれども、会社の収支決算等ありますですね、そうしますと、役員の報酬あるいはこれまで新聞が報じておるわけです。あなたの退職金の引き当て金といふのはばく大なものである。新聞等の報ずるところによりますと、だれだれさんは退職金で数千万円のお金をもらつたといふことまで新聞が報じておるわけです。あなたのほうで、今まで最高に退職金をもらつたといふ人の例を御存じになつておりますか。あるいはいわゆる大会社の重役と称せられる人は、何百万くらい取つておりますか。たとえば藤山さんが一億ですか、退職金をもらつたといふようなことが出ておりましたね。ですから、そういうようなことでおきましたね。ですから、そういうようなことでおきましたね。

定の名による大量不正輸入の黙認といわれてもしかたがありませんではないですか。こうまでしてアメリカの余剰農産物を受け入れなければならぬのか。これはまさに国辱でさえあると思います。この際、脱脂粉料の輸入に抜本的な対策を立てるとともに、この転用規定を即刻廃止すべきであります。

以上が本改正案に反対するおもな理由であります。

○委員長(西田信一君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。関税税率法等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(西田信一君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもって可決すべきものと決定いたしました。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(西田信一君) 御異議ないと認めます。

○委員長(西田信一君) 次に、所得税法案、法人税法案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、所得税法及び法人税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律案、以上四案を議題といったします。

この際、木村君提出の修正案を議題といたします。まず、趣旨説明を願います。木村委員。

○木村福八郎君 私の提案いたしました所得税法案の修正は、配偶者控除を基礎控除と同額にするための修正案であります。

修正案を朗読いたします。

百円	を	十三万円	十二万五千円	に改め
		十二万円	十一万七千五	

提案理由を説明いたします。

この修正案提案の目的は、税制面から家庭内における妻の座を引き上げようとするものであります。このことは、男女同権を規定している民主憲法の立場から申しましても、また夫の家庭外の労働も妻の家庭内の労働も、家庭への貢献というところを見まして同等であるということからいたしましても、当然の措置であると思います。自民党は昭和三十五年の総選挙にあたり、妻の座を引き上げるためにも基礎控除と配偶者控除を同額にするということを公約いたし、昭和三十六年の税制改正におきまして、從来扶養控除として取り扱われ、常に基礎控除を下回っておりました妻の控除を改め、配偶者控除を初めて新設いたしました。しこうして、配偶者控除と基礎控除と同額の九万円にいたしましたのであります。ところが、その後の税制改正におきまして配偶者控除と基礎控除との間に再び格差を生ぜしめ、配偶者控除は基礎控除を下回るに至りました。

そこで、私は、三十九年三月十六日の参議院予算委員会で、配偶者控除と基礎控除とを同額にすべきことを政府に求めましたところ、泉主税局長は次のように答弁をいたしました。すなわち、泉主税局長は、配偶者控除を基礎控除と同額にするといふことについて、「理論的には、両者は区別すべきでなく、できるだけ一致することが望ましいといふことは、お説のとおりと思つております。しかしこれを、さらに配偶者控除を一万円引き上げますには、平年度百億円の減税財源が必要でございます。そこで、今までの修正案であります。

そこで、私は、去る三月六日の参議院予算委員会で、佐藤総理大臣に対しまして、政府が国会で公約したことは責任をもつて守るつもりであるかを質問いたしました。これに対して、佐藤総理大臣は次のように答弁しております。「公約した事項——国会において、国会の場で公約した事項、これは忠実に実行する責任が政府にある、かように考えております。ただいまでも、そういうことについては最善の努力を払つておると、かように確信いたしております」。こう答弁をしておりました。これに連れて、米田勲君がさらに総理の見解をたたいたところ、総理は米田君の質問に対し、このように答えております。すなわち「約束の事項はこれは誠意をもつてそれを處理しない」と、これから後の信用にも關する、かように私は思います。それで私は、率直に私の所信を表明いたしました」。このように、総理大臣は国会で約束したことは責任をもつて守るべきであるといふふうに答弁しております。田中大蔵大臣はこれに対して、「私は、配偶者控除につきましては、妻の座をより向上せしめるためにやりたいと考えておるのでございます」。このように泉主税局長は答弁しております。続いて、田中大蔵大臣は次のように答弁しております。「来年度の財源の問題を今日ここで申し上げるわけにはまいりませんが、来年度減税がまたやれるような状態であれば、いまのお説のようなものは優先的に考えべきだというふうに考えるわけでございます」。このように政府は国会の場で公に約束しているわけであります。

しかるに、四十年度の税制改正におきましては、当然この約束を守つて同額にしなければならないのであります。ところが、四十年度の税制改正では、御承知のとおり、基礎控除は十三万円、配偶者控除は十二万円となり、一万円がた基礎控除を下回るに至つているわけであります。これは明らかに公約違反であります。国会で約束したことをしておらないのであります。

そこで、私は、去る三月六日の参議院予算委員会で、佐藤総理大臣に対しまして、政府が国会で公約したことは責任をもつて守るつもりであるかを質問いたしました。これに対して、佐藤総理大臣は次のように答弁しております。「公約した事項——国会において、国会の場で公約した事項、これは忠実に実行する責任が政府にある、かように考えております。ただいまでも、そういうことについては最善の努力を払つておると、かように確信いたしております」。こう答弁をしておりました。これに連れて、米田勲君がさらに総理の見解をたたいたところ、総理は米田君の質問に対し、このように答えております。すなわち「約束の事項はこれは誠意をもつてそれを處理しない」と、

にその意思があればできるわけです。

大蔵大臣は、一万円配偶者控除を引き上げると約百億くらいの予算が必要であるから、できないと言われるかもしれません。しかし、四十年度の予算は予備費五百億ございまして、前年度よりも予備費が二百億多いのですから、やるといふことは理由にはならないわけです。政府たとえ大蔵大臣は、ほんとうに守らうとするならば、百億の財源がないことはないのですから、前に約束をしておるのでありますから、税制調査会の答申どおりに税制改正をやりますならば、政府案よりは初年度四百億、平年度六百億も財源が浮いてくるのです。したがつて、どういう面から見ましても――これは自民党が昭和三十五年に公約してあるのです。また、税制調査会の答申もあるのです。また、大蔵大臣も約束されたのです。それにもかかわらずこれが実現されないと、私は非常に遺憾でございます。

それで、福沢諭吉先生は、正しいことは何回でも繰り返してこれが実現されるまでは主張すべきであると言われましたが、私も絶対に私のこの主張は正しいと。妻の座を引き上げ、基礎控除と配偶者控除と同じにする。妻の控除を扶養控除から配偶者控除というものに改めたのじゃありませんか。これに対して政府は誠意をもってこれを処理をしなかつたことに対して、非常に私は遺憾の意を表する次第であります。

この修正案にもし反対される方がありますならば、それは婦人の権利の伸長、妻の座を引き上げることに反対であるというふうに解されるわけでありまして、どうか私の修正案に対しまして皆さま方の満場の御賛同をいただきまして、可決せられんことを希望する次第であります。

○委員長(西田信一君) 以上で修正案の趣旨説明は終わりました。

なお、本修正案は予算を伴うものでありますので、国会法五十七条の三により内閣に対し意見を述べる機会を与えなければなりません。よつて、内閣から意見を聴取いたします。田中大蔵大臣の意見を申し上げます。

○國務大臣(田中角栄君) 所得税法案に対する修正案についての、国会法五十七条の三による内閣の意見を申し上げます。

この修正案は、平年度において約百億円の歳入減となる見込みである。現時点におきましては、財政上適当でないと考えます。

○委員長(西田信一君) 別に御発言もないようですが、これより四案並びに修正案の一括討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○佐野芳雄君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程されました租税関連四法に対して反対、またわが党の木村議員の修正案に対して賛成の討論をいたしたいと思います。

今日、減税を要求する国民の声はまだまだに満ちております。特に、物価上昇の中で、労働者所得に実質的に重い税金が課され、資産と所得の格差はますます拡大しているのであります。さらには、大企業や資産所得に対しては不当な優遇措置がとられているのもかかわらず、労働所得には重い税金が押しつけられ、そのため税負担の不均衡、不公平、大衆負担の増加が著しくなっているのであります。また、権力をまさに着て、弱い者いじめの徴税がますます強化されているように感じざるを得ないのであります。この要因を求めなければ、政府がどのように申しましても、問題の前進にも解決にもならないと考えます。そこで、今度の政府の改正案を見まして感じますことは、この国民の要求を踏みにじり、大資本優先の減税を推し進めようとしておるという感がまことに深いのであります。

そこで、反対の第一の理由を申し上げますと、その第一点は、経済の高度成長に伴って生じたいわゆるひすみ是正に真正面から取り組まねばならないにもかかわらず、かえってひすみを拡大するのであります。

し、さらには税体系そのものを破壊しようという方向をとつておるのではないかという点であります。それは今回の改正案が、国民の減税要求を中心とした減税の方向を指摘しているのであります。確かに減税規模は初年度八百十八億円と、自然增收の二〇%の減税の線を踏襲しているようではありますするけれども、実質におきましては、所得税の基礎控除は税調答申より一万円引き下げ配偶者控除に振りかえ、中低所得者の層に対する税率緩和の削除を行ない、他方、法人税におきましては税率の引き下げをあえてし、さらには、租税特別措置のうち期限切れとなりました部分につきまして全面的にこれを延長拡大をして、配当源泉選択制度の採用により、事実上の分離課税化を認めてしまつてゐるのであります。特に、物価高の中で、名目所得が一割ふえたといつてしましても、税額もまたふえてくるのが実態であります。さらにも、消費者にとりましては、物価の値上げあるいは財政法の基本原則であります減債基金制度の改悪など、ひずみの是正どころか、ますますひずみの拡大の方向が増すと、拡大するとわれわれは判断をいたします。

反対の第二の理由は、これまでの政府の減税政策は常に所得減税が企業減税、資本減税に押さえられて、今回の改正も同じようになにの傾向を決定的なものにしているという点であります。もう一つの問題は、租税特別措置の拡充強化の点であります。大企業ないし資産所得優遇の租税特別措置は、これまでもその整理改廃が何回となく論議されてまいりました。特に税制調査会の答申は、利子、配当課税の特別措置は直ちに廃止すべきであるとして、具体的にその例を示しているのであります。しかるに、政府は、税制調査会の答申にすら盛り込まれております租税特別措置の整理を全般的に縮小し、利子、配当の源泉徴収の税率を5%引き上げたのと引きかえに、利子の分離課税を延長しただけではなく、いわゆる配当について源泉選択制度を採用し、一5%の税率によっているのであります。これらの配当所得者はきわめて限られた一部所得者にすぎないのであります。さらに、一銘柄につき年間五万円までの確定申告不要制度の創設をあえてしようとしているのであります。これらの配当所得者はきわめて限られた一部所得者にすぎないのであります。正に高額所得者に偏したかの感を私たちには深くせざるを得ません。したがつて、勤労者の立場から言いますならば、まことに片手落ちの措置と言わなければならぬのであります。

こういう意味におきまして、今回の四法案に対する反対を私たちは強く主張いたし、政府の猛省を促したいと考えております。そういう立場でわが党は、この四法案に対して反対の意見を表明いたします。

同時に、先ほど木村委員から御指摘がございましたように、この立場を踏まえながら、この際止に最低限度の修正を要求いたしたと私たちは考えますが、配偶者控除を基礎控除と同じようにする、引き上げるということにつきまして、私たちは賛成をいたしたいと存じます。

以上をもとに、四法案に対しまして政府案

に反対をし、木村委員提出の修正案に賛成の意見を終わります。

○大竹平八郎君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題になつております所得税の修正案については反対、四案の原案につきましては賛成の意を表するものであります。

いわゆる租税三法の改正は、昭和四十年度税制改正の中核として、中小所得者を中心とする所得税の負担軽減及び企業の体質改善、国際競争力の強化に資する企業課税の軽減を行なうほか、当面要請される諸施策に対応する税制上の特別措置を講ずるため、平年度約千二百億円の減税を行なうとするものであります。

また、整備の法律は、所得税、法人税の全文改正によるもので、妥当なものと考えられます。

税制調査会の答申と比べましても、政府案の減税規模は大きく、減税財源の苦しい財政の中で最大の努力を払つたものであり、与党としては、むしろ誇りとするものであります。

所得減税については、この改正により、夫婦及び子三人の家族の場合で所得税を課せられない限度額は、給与所得者につきまして、現在の約四十八万円から約五十六万円に引き上げられ、御心配の価値上がりによる調整は十分に配慮せられておると信ずるものです。

所得税法案の修正案につきましては、御趣旨はまことにごもっともございますが、現在の時点

においては財政収入の減を来たすものであり、大筋的見地よりその他種々配慮いたしますと、与党いたしましては賛成できないのは残念に存する次第であります。

法人税法では、一般税率について負担の軽減をはかるために引き下げ、また同族会社の留保所得に対する課税の配慮を行なう等、企業減税に意を用い、日本経済の安定成長のための基盤強化につとめています。これは大蔵大臣も申しましたように、企業家のみならず一般国民に均てんするものであります。

さらに、所得、法人両税法については、納税者の理解を容易にする見地から、税法の体系的な整備、表現の平明化をはかり、国民大衆のために便ならしめております。

租税特別措置は、わが国経済が開放体制下に発展を続けていくためには、企業の資本充実、国際競争力の強化、科学技術の振興等はゆるがせにできない政策上の要請であり、これに応ずる今回の租税特別措置法の改正はまことに時宜に即したものであります。また、中小企業近代化のための諸施策、農林漁業のための諸対策も、きめこまかに配慮がなされていてるわけではありません。まさに適切な措置と考えるものであります。

もちろん、租税特別措置については、税制調査会の答申の趣旨にも沿い、政策目的実現のための効果と租税負担公平の原則との調整には配慮を加え、制度の固定化を避けるよう、今後とも十分意を用いる必要があると考えます。

以上、簡単に理由を申し述べましたが、四法案はともに国民の減税の要望と現在の経済情勢に呼応した政策を講じたえたのであります。

○中尾辰義君 私は、公明党を代表いたしました。四法案に対し反対をいたしました。なお、租税四案にて、租税案に対する修正案に対し、その趣旨に賛成をいたしました。

最近における中小企業の倒産と物価の急激な上

昇は目をみはるものがありますが、かかる状態の中、四十年度の所得税の減税額は若干の控除額によっておりますが、所得水準の上昇、課税人口

の増大、また急激な物価上昇で、世帯別に見れば家計費を増大することは見のがせないのであります。むしろ実質的増税になつておる階層もあります。しこうして、給与所得者の課税最低限は五十六万四千円となつておりますが、配当所得は源泉選択制をとり、年収百八十一万九千円までは非課税となつておることは全く不公平の一語に尽きます。

したがつて、わが公明党いたしましては、課税最低限を大幅に引き上げることを希望するものであります。したがつて、現行の所得三百万円を境に上りの二階制は、大企業と中小企業と同率に扱つており、はなはだ不公平であり、むしろ四階制に改めることが適切であると思われるであります。

以上、反対の理由を申し上げまして、討論といたします。

○田畠金光君 私は、民主社会党を代表し、政府提出の所得税法案以下四法案に対し反対の意思を表明し、木村委員提出の所得税法案に対する修正案に賛成の意を表します。

昨年十二月の税制調査会の長期答申は、その骨子として、毎年自然増収の二〇%を減税に充てること、経済成長に伴い税負担が特に累進的に増加する所得税に重点を置いて軽減措置を行なうこと、資産所得を優遇する租税特別措置はできる限り廢止整理の方向で検討すること、を提案いたしております。

これを受けて、税制調査会はさらに昨年十二月十七日、昭和四十年度税制改正の答申を行なつておりますが、これは財源難の理由で長期答申より後退し、政府、大蔵省の意向を多分に取り入れたものであります。すなわち、国税、地方税を通じて、租税四案に対し反対をいたしました。なお、租税法案に対する修正案に対し、その趣旨に賛成をいたしました。

ば、平年度約七百億、初年度約四百億の減税を行なうことをめどに税制改正を勧告いたしております。

これに対し政府案は、国税において平年度約千五百一億、初年度八百十二億の減税で、減税額については答申案を上回っておりますが、その最大の理由は、答申案では租税特別措置の整理合理化による增收五百二十億を期待したのに、これを四十八億に抑えたところに形式的、表面的に減税規模が大きくなつておるのであります。

答申は、所得税負担は、主要諸外国との比較、納税人員の状況、物価、生計費の動向、国民所得弾力性の高い点から見ても、所得税重点の減税を実施することが必要であること、また国民全体の所得水準や生活水準の上昇に見合は負担の軽減合理化を行なうことを要求しております。政府案にこの趣旨が生かされてしまふか。たとえば、所得税減税額、初年度八百二十億のうち、物価調整の役割りを持つものは六百八億で、実質減税額百九十四億にすぎないことは政府答弁で明確になつております。これでは本年度の所得税減税は全く物価賦に伴う増税調整の役割りだけに終わり、実質的減税にはなつていいのであります。

また、課税最低限の引き上げについて見ましても、今回の改正によれば、給与所得者の場合、標準世帯について平年度約五十六万円と、現行より約八万円引き上げておりますが、これが計算の基礎である基本生計費は食料費成年男子一日当たり百六十七円四十八銭を基礎に算定されております。これは生理的な最小限生活費であつて、憲法に保障される健廉的で文化的な最低限度の生活保障とは全くかけ離れたものと言わなければなりません。事実、課税最低限と消費支出金額との差額は、標準世帯の場合わずか八千五百六十三円にすぎないのであります。田中大蔵大臣は農村の生活や自衛隊の食料費算出を基礎にして課税最低限の適正なことを主張してまいりましたが、理論的にも実際的にも国庫を首肯せしめるものではありません。また、政府案では基礎控除が一万円値切られ、中小所得者

の税率緩和措置も見送られております。わが国の人所得税納税人員は、戦前の昭和十年は九十四万人、十五年は四百七万人、昭和三十年は約一千百万人、昭和四十年は二千二十六万人と、毎年百万人以上多い年には百五十万人も増加しております。これは高度成長に伴う物価の異常な高騰に基づく名目所得の増加によるものであつて、それだけに所得税減税に重点を置かなければ租税負担の公平を期することはできません。戦前、昭和九年十一年の課税最低限が約七十八万円であります。した点から見ても、現在の負担は高過ぎると思ひます。したがつて、政府案には答申の趣旨から見てもその精神が没却され、消費者物価の上昇による実質的な負担の増加の調整、国民全体の所得水準や生活水準の上昇に見合う負担の軽減合理化はなされておりません。強く政府案に反対する理由であります。

次に、企業減税について申し上げます。

長期答申では、わが国の法人税負担割合は主要諸外国に比べて決して高くはない、また企業の自己資本比率の向上をはかるには金融政策その他との連係から考慮すべきであつて、これを企業減税のみにたよることは適当でないと言つています。また、配当課税についても、いわゆるグロス・アップ方式を主張しております。しかし、今回の改正案によれば、開放経済体制に対処し企業の体裁改善、国際競争力強化の名において、また田中蔵相の念願である所得税、法人税それぞれ五、五の比率が貰がれ、企業減税重視に転化していることは明らかであります。

特に、企業減税重視の最たるもののは、租税特別措置による資産所得の優遇措置の問題であります。答申は、租税特別措置の整理合理化による增收五百二十億を勧告したのに、わずか四十八億增收に押えております。長期答申では、租税特別措置は経済政策の一環としての意義を持つものであるが、その半面、負担公平原則や租税の中立性を阻害し、納税道義に悪影響を及ぼすなどの短所があるので、整理縮減を引き続き推進すべきであ

る、さらに、資産所得に対する優遇措置としての利子、配当課税の特例などは、一部の高額資産所得者を不適に優遇するものであり、この弊害を償うに足るほどの政策的効果もないもので、経済的措置を設けるなどして廃止すべきである、と明確に目標を示しております。しかるに、政府案には、公正な第三者機関の見解とは逆に、かえつて貯蓄奨励、資本蓄積の名のもとに資産所得優遇措置が強化されていることは、自民党内閣の実体、性格を端的に物語っていると言わなければなりません。利子課税の沿革と個人貯蓄動向の推移を過去の沿革に従すれば、利子課税の特例が拡充されて貯蓄が伸びたという事例は皮肉にもないのであります。結局、個人貯蓄は個人可処分所得の伸びに相関しつつ、着実に伸びてきたことは事実であります。貯蓄と税制とは何らの関係はありません。結果、貯蓄奨励、資本蓄積の名において、元来高額所得者である利子、配当所得者を優遇するための言いわけであり、税負担の公平を阻害するもはなはだしいと言わなければなりません。利子所得の分離課税を廃止するのではなく、これを存続し、しかも、配当所得をこれに準じて源泉選択による分離課税の特例を新しく導入し、かつは、一銘柄五万円までの確定申告不要限度額を引き上げたなどは、最も悪質な税制措置と言わなければなりません。

税制調査会は、昭和三十二年以来、租税特別措置の整理合理化を打ち出しているが、改善の様子は全然見当たりません。かえつて減収額はふえ、昭和四十年度は二千百十七億の膨大な額が予想されています。われわれは、租税特別措置が一面わざが国経済の発展に寄与したことには認めるのであります。しかし、大蔵大臣はみずから、戦後最悪の大蔵といふべきことを覺悟でこれを出したと言ひ、租税負担公平の原則をあえて侵してまでこのような措置をとらなければならなかつたことは、日本経済の基盤をさらに育成強化することであり、それは自らの充実にあると、しばしば説明されたのです。

利子と配当所得に対する特例を設けたことについて、大蔵大臣はみずから、戦後最悪の大蔵といわれるふべきことを覺悟でこれを出したと言ひ、租税負担公平の原則をあえて侵してまでこのような措置をとらなければならなかつたことは、日本経済の基盤をさらに育成強化することであり、それは自らの充実にあると、しばしば説明されたのです。利子と配当所得に対する特例を設けたことについて、大蔵大臣はみずから、戦後最悪の大蔵といわれるふべきことを覺悟でこれを出したと言ひ、租税負担公平の原則をあえて侵してまでこのような措置をとらなければならなかつたことは、日本経済の基盤をさらに育成強化することであり、それは自らの充実にあると、しばしば説明されたのです。

反対の第二の理由は、現実的に勤労所得者に対する税負担が過重であるということです。夫婦とも五人家族で年間收入五十四万円、これがいわゆる課税最低限となつていて、今日消費者物価が高騰し、住宅費、教育費なども軒並みに上がつてゐる事実をあわせ考へるならば、この政府の課税最低限では実際上の増税となり、最低生活水準に税金がかかることになり、勤労者の生活はますます困難に迫りやられるることは明らかであります。

課税最低限に対する大蔵省の考え方は、十年一日のところ、税取扱いを合理化するためのものであつて、社会的根柢のないものであります。マーケット・バケット方式による標準生計費の算定というものは、一昨年も昨年も私が指摘しましたように、日本の低賃金、低生活水準を基礎としてつくられたものであり、さらに家庭の主婦の労働力の価値を一錢も見込んでいないものであります。家庭の主婦がいかに安い材料で、いか

判定、付隨して生ずる弊害と効果の比較衡量などをテストを厳格に経た上でやるようとに指摘しているが、今回の利子、配当所得の改正は、これらに明瞭かに不適格であります。

以上の理由によりまして、私は政府提出の所得税法案以下四法案に反対するものであります。

○鈴木市藏君 私は租税四法に反対をいたしました。なお、木村委員提案の配偶者控除一万円引き上げについての所得税法の一部を改正する法律案については、趣旨に賛成の意を表しておきます。

ながめ、この改正案の第二の性格のねらいは、いわゆる所得政策に道を開こうとしている点にもあります。なぜなら、この税法改正によって利子及び配当による高額所得者の利潤を保障し保護していく方針による他方では労働者、勤労者の生活を国家の権力によってある程度規制しようとする。この中にはイギリス、フランスその他でとられた賃金抑制政策を内容とする耐乏生活への布石が見られます。世の中の声は正しく、國民は今からであります。官製メニューを税金メニューと呼んでいます。一日の食費百六十七円四十八銭の性格をそのままのとして感じとつてるのは決して偶然ではありません。

反対の第三の理由は、現実的に勤労所得者に対する税負担が過重であるということです。夫婦とも五人家族で年間收入五十四万円、これがいわゆる課税最低限となつていて、今日消費者物価が高騰し、住宅費、教育費なども軒並みに上がつてゐる事実をあわせ考へるならば、この政府の課税最低限では実際上の増税となり、最低生活水準に税金がかかることになり、勤労者の生活はますます困難に迫りやられるることは明らかであります。

この修正の結果歳入減となる見込額
この修正の結果、平年度において約百億円の歳
入減となる見込みである。

三月三十一日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は二月十日)

一、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部
を改正する法律案